
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	金融資産の減損に関する日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic326 の比較

本資料の目的

1. 本資料は、日本基準における金融商品会計基準等¹、IFRS基準におけるIFRS第9号²及び米国会計基準におけるTopic326「金融商品—信用損失」³の金融資産の減損に関連する部分を比較することを目的としている。
2. 本資料では、次について比較を行う。
 - (1) 金融資産の減損の定め適用範囲
 - (2) 金融資産の減損の認識及び測定

金融資産の減損の定め適用範囲

日本基準

3. 金融商品会計基準等では、「貸倒見積高の算定にあたっては、(中略)債権を次のように区分する。(以下略)」としており、対象が債権であるとされている(金融商品会計基準第27項)。
4. 前項の他、以下については金融商品会計基準等の貸倒見積高の算定を適用ないし準用することとしている。
 - (1) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)で定められるリース債権及びリース投資資産のうち、将来のリース料を収受する権利に係る部分。
 - (2) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」で定義される契約資産。

¹ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

² 本資料では、IFRS第9号「金融商品」を「IFRS第9号」と記載する。

³ 本資料では、米国会計基準の会計基準体系化コード(ASC) Topic326「金融商品—信用損失」を「Topic326」と記載する。

IFRS

5. IFRS第9号では、次の項目が金融資産の減損の適用範囲に含まれるとされている（IFRS第9号5.5.1項）。
- 償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される（FVOCI）金融資産
 - リース債権
 - 契約資産
 - ローン・コミットメント（純損益を通じて公正価値で測定される（FVPL）ものを除く。）
 - 金融保証契約（IFRS第9号が適用されるもの、かつ、純損益を通じて公正価値で測定されないものに限る。）

米国会計基準

6. Topic326では、次の項目がCECLモデルに基づく金融資産の減損の適用範囲に含まれるとされている（326-20-15-2）。
- 次の項目を含む償却原価で測定する金融資産
 - ① 金融債権（貸付金など）
 - ② 満期保有目的の債券
 - ③ Topic605、606及び610（注：収益認識関連）の定めにより生じる債権
 - ④ Topic860（注：譲渡及びサービス業務）の範囲の再購入契約及び証券貸付取引に関連する債権
 - リースに関するTopic842（注：リース関連）に従って貸手により認識されるリースへの純投資
 - 保険として会計処理されないオフバランスの信用エクスポージャー
 - Topic944（注：保険契約関連）の範囲内の保険取引より生じる再保険債権

金融資産の減損の認識及び測定

基本となる定め

日本基準

7. 金融商品会計基準等では、債務者の財政状態及び経営成績に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等のいずれかに区分したうえで、それぞれの区分に応じた債権の貸倒見積高の算定方法を、次のとおり定めている（金融商品会計基準第27項及び第28項）。

- (1) 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準による。
 - (2) 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて財務内容評価法⁴又はキャッシュ・フロー見積法⁵による。
 - (3) 破産更生債権等については、財務内容評価法による。
8. また、一般債権の貸倒実績率の算定期間について、次のように定めている。
- 一般には、債権の平均回収期間が妥当である。ただし、当該期間が1年を下回る場合には、1年とする（金融商品実務指針第110項）。
9. なお、金融商品会計基準等では債務不履行の定義について特段の記載はない。

（銀行等に関する定め）

10. 日本公認会計士協会は、金融商品会計基準の定めの特則として業種別の会計及び監査に関する詳細なガイダンスを作成しており、この一環として金融機関を対象とした貸倒見積高の算定における実務について銀行等監査特別委員会報告第4号を公表している。
11. 銀行等監査特別委員会報告第4号において、以下については、監査上妥当なものとして取り扱われるとされている。
- 正常先債権及び要注意先債権について、貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する。
 - 破綻懸念先債権については、次のいずれかによる。
 - 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する。
 - 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権であって重要なものについては、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差

⁴ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法をいう。

⁵ 債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法をいう。

額について貸倒引当金を計上する。

- 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。
- 今後の予想損失額⁶を見込む一定期間は貸出金等の平均残存期間が妥当であると考えられるが、当面の間は、正常先債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んでいる場合には、監査上妥当なものとして認めて差し支えない。

12. なお、銀行等監査特別委員会報告第4号では、債務不履行の定義について特段の記載はない。

IFRS

13. IFRS第9号のECLモデル⁷では、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合（ステージ1）には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならず、信用リスクが著しく増大している場合（ステージ2及びステージ3）には企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならないとされている。

ここで、企業は信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価を行う際に、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならないとされている。

14. IFRS第9号では、債務不履行を次のように定めている。

(1) 内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な債務不履行の定義を適用して、適切な場合には、定性的な指標（例えば、財務特約条項）を考慮しなければならない。

(2) 金融資産が90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反

⁶ 予想損失額について直接定義されているものはないが、銀行等監査特別委員会報告第4号では「対象となる債権額に、(中略)将来発生が予想される予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、(後略)」と説明されている箇所がある。

⁷ 予想信用損失を利用して信用損失の認識及び測定を行うとともに、金融資産の当初認識後に信用リスクが著しく増大したかどうかに基づいて、12か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定するモデルをいう。

証可能な推定を用いる。

15. 本資料第13項の12か月の予想信用損失及び全期間の予想信用損失は、それぞれ次のように定義されている。
 - (1) 12か月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分である。
 - (2) 全期間の予想信用損失は、金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失である。
16. 12か月の予想信用損失は全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日後の12か月間（又は、金融商品の予想存続期間が12か月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。したがって、12か月の予想信用損失は、企業が今後12か月間に債務不履行となると予測している金融商品について生じる全期間の予想信用損失ではなく、今後12か月にわたり予測されるキャッシュ不足額でもない（IFRS第9号B5. 5. 43項）。
17. また、IFRS第9号のECLモデルにおいて、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であるとされている（IFRS第9号第5. 5. 19項）。

米国会計基準

18. Topic326におけるCECLモデル⁸は、債務者の信用に関係なく実行時から金融資産の契約期間にわたる信用損失⁹を見積ることが要求されている。
19. Topic326ではIFRS第9号と異なり、債務不履行の定義について特段の定めは設けられていない。
20. また、CECLモデルにおいて、予想信用損失を測定する期間は金融資産の契約期間であり、次の場合以外で当該契約期間を延長することはできないとされている。
 - (1) 報告日に企業が問題の生じた債権の再編を実行する合理的な予想がある。

⁸ 予想信用損失を利用して信用損失の認識及び測定を行うとともに、金融資産の当初認識後に信用リスクが著しく増大したかどうかにかかわらず契約上の期間の全期間の予想信用損失を見積るモデルをいう。

⁹ FASBは、予想信用損失の測定がIFRS第9号の全期間の予想信用損失を測定する場合と類似する可能性があるとしている。

- (2) 延長又は更新オプション（Topic815に従いデリバティブとして会計処理されるものを除く。）が当初又は報告日現在の条件が変更された契約に含まれ、企業が無条件に解約することができない。

その他の定め

21. IFRS第9号のECLモデルでは、予想信用損失について、次のものを反映しなければならないと定めている。

- (1) 将来予測情報
- (2) 偏りのない確率加重金額
- (3) 貨幣の時間価値

(将来予測情報)

22. IFRS第9号のECLモデルでは、予想信用損失を、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報（reasonable and supportable information）を反映する方法で見積らなければならない（IFRS第9号第5.5.17項(c））とされている。
23. Topic326においても、予想信用損失を見積るにあたって、合理的で裏付け可能な予想（reasonable and supportable forecasts）を反映することが求められる。また、IFRS第9号と同様に、企業は過大なコスト及び労力なしに合理的に利用可能ではないすべての可能性のある情報を探求することは要求されない（ASC326-20-30-7）。

なお、CECLモデルではIFRS第9号と異なり、企業が予想信用損失の合理的で裏付け可能な予測を作成又は入手することができる期間を超えた期間に関しては、金融資産又は金融資産のグループの契約上の期間を反映する過去の損失情報に立ち返らなければならないとしている。また、当該超えた期間に関して、過去の損失情報を現在の経済状況又は将来の経済状況の予測に応じて調整してはならないとされている（ASC326-20-30-9）。

24. 金融商品会計基準等では、上記の国際的な会計基準のような将来予測情報の定めはないが、金融商品実務指針において外部環境等の変化により過去の実績率を補正する必要がある（金融商品実務指針第111項）とされている。また、一定の場合に、将来キャッシュ・フロー見積りを行うことを求めている（金融商品実務指針第115項）。

(偏りのない確率加重金額)

25. IFRS第9号のECLモデルでは、予想信用損失を一定範囲の生じ得る結果を評価するこ

とにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映する方法で見積らなければならないとしている（IFRS第9号第5.5.17項(a)）。IFRS第9号は、予想信用損失の見積りの目的は、最悪の場合のシナリオを見積ることでも、最善の場合のシナリオを見積ることでもなく、たとえ最も可能性の高い結果が信用損失が発生しないことであっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を常に反映しなければならないとしている（IFRS第9号第5.5.18項、B5.5.41項）。

そのため、原則として¹⁰、複数（最低2つ）の将来予測的なシナリオを用意し、それらを確率加重することが要求される。

26. Topic326では、企業に対し複数の経済上のシナリオの確率加重平均を用いることを、明示的には要求していない（FASB Staff Q&A¹¹）。
27. 金融商品会計基準等では、貸倒見積高の算定にあたり使用するシナリオに関する特段の定めはない。

（貨幣の時間価値）

28. IFRS第9号のECLモデルでは、貨幣の時間価値を反映する方法で金融商品の予想信用損失を見積らなければならないとされている（IFRS第9号第5.5.17項(b)）。
29. Topic326では、予想信用損失を見積る方法として、DCF法、損失率法、回転率法、倒産確率法、年齢調べを用いる方法など、貨幣の時間価値を考慮しない方法を含め、様々な方法を使用することができ、また、予想信用損失を見積るためにDCF法を用いることは要求されず、使用した見積技法をDCF法と調整することも要求されないとされている（ASC326-20-30-2）。
30. 我が国の金融商品会計基準等では、貸倒見積高の算定にあたりキャッシュ・フロー見積法を用いる場合以外には、貨幣の時間価値を考慮した貸倒見積高の算定の定めはない。

¹⁰ IASBの移行リソースグループ（Transition Resource Group）会合では、生じ得る複数の将来予測的なシナリオとそれぞれに関連する信用損失の間に非線形の関係がある場合（例えば、住宅価格の下落と予想信用損失の関係が直線的ではなく、住宅価格の下落に従って予想信用損失がより大きな割合で増加することが予想される場合）には、複数の将来予測的なシナリオを使用しなければならないと結論付けられている。

¹¹ FASB Staff Q&A-TOPIC 326, NO. 2: DEVELOPING AN ESTIMATE OF EXPECTED CREDIT LOSSES ON FINANCIAL ASSETS の Q.12 及び A を参照。

ディスカッション・ポイント

日本基準、IFRS 及び米国会計基準における金融資産の減損に関する定めと比較についてご質問及びご意見があれば頂きたい。

以 上